

平成 20 年度 学校給食衛生管理指導者講習会 報告書

給食部会

為近純子

- 1 趣 旨 各市町等において衛生管理の指導的立場にある市町教育委員会、県及び国公立の学校給食関係者、栄養教諭・学校栄養職員を対象として、学校給食衛生管理推進指導者派遣・巡回指導報告書の内容を踏まえ、食中毒防止対策等の必要な知識及び実務的対策方法を習得させ、衛生管理に関する指導力の向上を図ることを目的とする。
- 2 主 催 山口県教育委員会、(財) 山口県学校給食会
- 3 期 日 平成 20 年 8 月 6 日(水)
- 4 会 場 山口県学校給食総合センター
- 5 参加対象者
各市町教育委員会学校給食担当者、各市町及び県立の学校給食調理施設の調理場長等責任者、栄養教諭・学校栄養職員、国公立の小・中学校の栄養教諭・学校栄養職員等
- 6 日程・講義等内容
- 9 : 3 0 ~ 9 : 4 0 開会行事
- 9 : 4 0 ~ 1 0 : 4 0 講義「知って安心！食品表示」
中国四国農政局山口農政事務所 消費・安全部
表示・企画課 指導係長 村田 進
- 1 0 : 5 0 ~ 1 2 : 0 0 講義「大量調理施設の衛生管理マニュアルの改正について」
山口県環境生活部生活衛生課食の安心・安全推進班
主 査 西藤裕一郎
- 1 2 : 0 0 ~ 1 3 : 0 0 昼食・休憩
- 1 3 : 0 0 ~ 1 3 : 2 0 講義「学校給食取り扱い物資の選定について」
財団法人山口県学校給食会 営業課長 下田 彰
- 1 3 : 2 0 ~ 1 5 ; 5 0 講義・演習「衛生管理の徹底と関係諸帳簿の整備について」
・「学校給食調理場における手洗いマニュアル」の活用法
・「ATP 検査法について」
・「作業動線図と作業工程表」の記載のポイント」
学校安全・体育課 子ども元気づくり班
指導主事 中津井貴子
山口県学校薬剤師会 理 事 為近 純子
理 事 渡辺眞美子
- 1 5 : 5 0 閉会

中津井指導主事から関係諸帳簿の整備について「学校給食衛生管理の基準」の一部改訂の説明があった。

薬剤師会は ATP 検査法の説明及び使用方法と ATP 検査を活用した衛生管理を指導した。

学校給食関連法律の改正

「学校保健法等の一部を改正する法律の公布について」 平成 20 年 7 月 9 日付
「学校給食衛生管理の基準」の一部改訂について（通知） 平成 20 年 7 月 10 日付

「学校給食法」の一部改正 平成 21 年 4 月 1 日施行
「学校給食衛生管理基準」（第 9 条）

学校給食衛生管理の基準の改訂の概要

趣 旨

- 中国産冷凍ギョウザ事案等の発生を踏まえ、学校給食における衛生管理、特に加工食品等に関する衛生管理を一層充実するため、学校給食衛生管理の改訂を行う。

改訂のポイント

- 食品の選定・購入や検収の際の留意事項等に、加工食品の観点からの事項を充実することにより、今回のような事案に対する安全性を向上させるとともに、関係者の意識向上を図る。
- 各学校における検食の確実な実施を図るとともに、食品危害情報の連絡体制の充実を図る。

概 要

食品の購入について

- 物資選定のための委員会などを設ける際、保護者の意見も取り入れること。
- 必要に応じて衛生管理に関する専門家の助言・協力を受けられるような仕組みを整備すること。
- 食品の納入業者に加え、製造業者に対しても、原材料のみならず、加工食品も対象として、微生物及び理化学検査の結果や生産履歴を提出させること。
- 製造業者や販売業者の名称や所在地、使用原材料、保存方法が明らかでないものは使用しないこと、また、可能な限り使用原材料の原産国について明らかな食品を選定すること。

食品の検収・保管について

- 点検項目として新たに、製造業者名及び所在地、生産地、異臭の有無、ロットに関する情報などを加え、その記録を 1 年間保存すること。

検食・保存食について

- 検食は、摂食開始 30 分前までに行い、異常があった場合には給食を中止、共同調理場では受配校に速やかに連絡すること。

文部科学省への報告について

- 都道府県教育委員会等は、食中毒等の発生のみならず、それに至らない健康被害の発生やその恐れがある場合も、速やかに、文部科学省に報告すること。